

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設 指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）については、拠点施設の管理運営にあたり、利用者のサービスの向上、効率的かつ効果的な管理運営、本市における「多様な働き方」をより一層推進するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及びうるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例（以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

- ① 名称：うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設
- ② 所在地：うるま市勝連浜 19 番地

(2) 施設の設置目的及び特徴

情報通信技術を活用した多様な働き方を推進し、関係人口の創出及び地域交流拠点とすることを目的に設置する拠点施設です。市民の多様な働き方に対応する場所として、又はリモートワークを希望される方に対する支援を行う場として、あるいはこの拠点施設に関わる市民が開催するセミナー等を実施する場として、本市の「多様な働き方」の拠点となる施設です。

(3) 施設等の規模・概要

- ① 敷地面積：5,318 m²
- ② 延床面積：1,665 m²
- ③ 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建
- ④ 主な構成施設：多目的ホール、調理室、グラウンド、コワーキング、オフィス、宿泊施設等
- ⑤ 建築年月：平成 6 年 3 月
- ⑥ 改修年月：平成 29 年 7 月、令和 4 年 3 月

3 指定管理者が行う管理等の基準

- (1) 指定管理者は、地方自治法、条例、同施行規則及び本募集要項等の規定に従って、拠点施設の管理等を行わなければなりません。利用時間・休館日等の詳細な管理の基準、各種

関係法令の遵守、人員配置、環境への配慮等の要求水準については、「指定管理者業務仕様書」に定める通りとします。

- (2) 管理等の基準に関する細目的事項は、指定管理者と市長が協議のうえ協定で定めることとします。

4 指定管理者が行う業務（業務の範囲）

指定管理者が行う業務についての基本的な範囲は次に掲げるとおりとします。各業務の具体的な履行方法や内容の詳細は、「指定管理者業務仕様書」に定める通りとします。

- (1) 管理業務（利用承認、利用許可の制限・取消し、利用料金の収受・減免・返還、入館制限、運営事務、来館者サービス、総合案内、防犯・防火対策、利用者指導・事故防止、緊急対応体制の確立、施設・附属設備の維持管理など）
- (2) 運營業務（自主事業を含む拠点施設の運営、関係人口創出支援、導入企業に対する営業活動等）
- (3) 提案事業（指定管理業務として実施する創意工夫事業）
- (4) 自主事業（指定管理業務以外の責任と費用負担で実施する事業）
- (5) その他業務（業務報告書・事業報告書の提出、モニタリング・評価への協力、利用者満足度調査の実施など）

5 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

6 利用料金に関する事項

- (1) 拠点施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用します。
- (2) 利用料金の額は、条例第 20 条に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとします。

7 指定管理料及び経費に関する事項

- (1) 指定管理料の支払原則

市は、収支計画書において提示のあった金額に基づき、毎年度の予算の範囲内において指定管理料を支払うものとします。指定管理者は、利用料金及び市から支払われる指定管

理料を拠点施設の管理等に必要な経費に充てるものとし、赤字となる場合、市からの補填は原則行いません。ただし、天災等その他特殊事情により指定管理者の責めに帰さないと認められる場合はこの限りではありません。

・指定管理料基準額（指定期間中合計）：21,550,000 円

(2) 指定管理料の精算

指定管理料に含まれる修繕費について剰余金が生じた場合は、毎年度精算のうえ市に返納（指定管理料の変更）するものとします。

(3) 施設等の無償貸与

拠点施設の土地、建物及び設備等についての賃借料は無料とします。

8 申請者の資格（資格要件）

- (1) 法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体等（法人格は不要。ただし個人は除く）であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法、破産法による更生・再生手続中でないこと。
- (4) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 納付すべき市税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 「労働基準法等（労働者使用関連法令）」に違反し、公訴、送検又は命令等の行政処分を 2 年以内に受けていないこと。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から指定の取消し処分を受けた日から 24 ヶ月以内のものではない又は管理の業務の全部若しくは一部の停止処分を受け停止処分期間中のものではないこと。
- (9) 拠点施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。
- (10) 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反していないもの又は違反するものとして関係機関に認定された日から 2 年が経過しているものであること。
- (11) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。
- (12) インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。
- (13) 共同事業体等の場合には、構成するすべての団体が上記(1)～(12)の条件を満たすと

もに、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた協定、或いは契約を締結し、その写しの提出が可能であること。

9 申請関係書類

指定管理者の指定を受けようとする事業者（以下、「当該団体」という。）は、拠点施設指定管理者指定申請書（様式第4号（第4条関係））に、次に掲げる書類を添えて、提出期限内に市長に提出すること。共同事業体等の場合は全構成員分が必要です。

- (1) 指定期間内における各年度の拠点施設の管理等に係る各年度の事業計画書（別紙1）
- (2) 指定期間内における各年度の拠点施設の管理等に係る各年度の収支計画書（別紙2）
- (3) 当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を証する書類

① 法人の場合

㊦ 法人税確定申告書（別表1、4、5の1、5の2、7、16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）

① 決算報告書（3期分）（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、財産目録等）

㊧ 勘定科目内訳明細書（1期分）

② NPO法人の場合

㊦ 法人税確定申告書（別表1、4、5の1、5の2、7、16）の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）

① 決算関係書類（3期分）（貸借対照表、収支計算書、財産目録等）

③ 個人事業主団体等の場合

㊦ 所得税確定申告書の写し（税務署受付印のあるもの。電子申告により税務署受付印がない場合は、申告書の他に電子申請等証明書の写しを添付。）

① 収支決算書（損益計算書）3期分

㊧ 貸借対照表（青色申告書の場合）3期分

- (5) その他当該団体の活動実績に関する書類
- (6) 管理に当たり必要な資格がある場合は、その資格を有することの証明書（写可）
- (7) 共同事業体を証する書類（共同事業体による応募を行う場合）

① 共同事業体協定書（別紙 3）

(8) その他市長が必要と認める書類

① 当該団体の概要を記載した書類（法人にあつては、全部事項証明書の履歴事項証明書）

② 当該団体の役員及び構成員（従業員数）を記載した書類

③ 当該団体及び代表者の法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 当該団体及び代表者の住民税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（市町村発行分）

⑤ 代表者の身元証明書（市町村発行分）

⑥ 誓約書（別紙 4）

⑦ 印鑑証明書

⑧ インボイス適格請求書発行事業者として登録を受けたことが分かる書類

⑨ その他必要書類

10 募集から指定管理開始までのスケジュール

募集要項等の配布期間	令和 8 年 8 月 6 日（木）～9 月 7 日（月）
施設見学会等の開催	令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 2 時
質問受付期間	令和 8 年 8 月 6 日（木）～8 月 21 日（金） 午後 4 時まで
質問に対する回答	令和 8 年 8 月 26 日（水） 午後 4 時までに回答
申請書類の提出期間	令和 8 年 8 月 10 日（月）～9 月 7 日（月） 午後 4 時まで（持参又は郵送必着）
申請書類の補正期間	令和 8 年 9 月 8 日（火）～9 月 11 日（金）
書類審査期間	令和 8 年 9 月 14 日（月）～9 月 25 日（金）
指定管理候補者選定会議による審査 （プレゼンテーション等）	令和 8 年 10 月上旬
選定結果の通知 （応募者全員へ書面通知）	令和 8 年 10 月中旬
市議会への指定議案の上程・議決	令和 8 年 12 月定例会（予定）
指定管理者の指定通知	令和 9 年 1 月上旬（予定）
基本協定・年度協定の締結、業務引継ぎ	令和 9 年 1 月～3 月
指定管理開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）～

11 申請書の提出方法

- (1) 提出期限：令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 4 時必着
※郵送等の場合も、最終日の午後 4 時必着とします。
※電子メール、FAX での提出は受け付けません。
※提出された書類は返却しません。
- (2) 提出場所：〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市役所 経済産業部 産業政策課 雇用労政係（西棟 1 階）
TEL：098-923-7611
- (3) 提出方法：提出場所へ直接持参又は郵送とする。
- (4) 提出部数：正本 1 部、副本 8 部とする。なお、副本の添付書類については、本要項「9 申請関係書類」のうち、以下の書類のみを綴じ込んで作成してください。
 - ① 事業計画書（別紙 1）
 - ② 収支計画書（別紙 2）
 - ③ 当該団体の活動実績に関する書類
 - ④ 共同事業体協定書（別紙 3）※共同事業体による応募の場合のみ※その他の申請関係書類（法人の定款、決算報告書・確定申請書、各種証明書等）については、正本のみに添付し、副本への添付は不要です。

12 見学会等の開催

必要に応じて、拠点施設の見学会を開催します。参加する者は、令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 1 時までに事前に申し込んでください。なお、申込期限までに参加申込がない場合は、開催を中止することとします。

- (1) 開催日時：令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 2 時から（1 時間程度）
- (2) 開催場所：うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設 1 階 多目的ホール
- (3) 申 込 先：うるま市役所 経済産業部 産業政策課（TEL：098-923-7611）

13 審査及び選定方法

(1) 選定の方法

指定管理者の選定に当たっては、書類審査、プレゼンテーション審査により、条例第 9 条の規定等に基づく次の基準により、総合的に判断するものとします。ただし、「申請者の資格」「申請関係書類」等、申請に不備がある場合には、市は通知（電話等）で期限を設け補

正を求めることとなります。補正がなかった場合は、書類審査の結果により不選定となります。

- ① 提案された指定管理料が適正であること。
- ② 当該団体が指定管理者としての安定性を有していること。
- ③ 利用者の平等な利用が確保されること。
- ④ 事業計画書が施設の効用を最大限発揮し、管理等経費の節減が図られる内容であること。
- ⑤ 施設の管理等を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- ⑥ 施設設置の目的が達成でき、市民の声を反映した施設管理等ができること。
- ⑦ 安全管理等の状況が適正であること。
- ⑧ テレワーク支援及び関係人口の創出などの技術及び知識を有し、利用者の「多様な働き方」の推進に資することのできるものを配置できること。
- ⑨ 近年のテレワーク需要減少を補完し、施設の稼働率を維持・向上させるための創意工夫に満ちた提案（団体合宿の誘致策などを含む）がなされていること。

(2) 書類審査及びプレゼンテーション審査について

① 書類審査

申請者の資格及び申請関係書類等に不備がないか確認を実施、その後 4 団体以上が申請者の資格等を満たしている場合は、上位 3 団体を選定します。

② プレゼンテーション審査

内部委員からなる指定管理候補者選定会議によるプレゼンテーション及び質疑応答審査を行い、会議内容を参酌し、指定管理候補者を決定します。

- ・ 申請者毎にプレゼンテーション 15 分、質疑応答 20 分。
- ・ 審査基準点 100 点中 60 点以上とする。
- ・ 開催場所、日時については、後日連絡する。

③ 選定結果

書類審査、プレゼンテーション審査後に、産業政策課により、候補者及び次点者を決定します。なお、選定結果については、うるま市ホームページにて公表し、全応募者に対し文書にて通知します。選定結果についての異議及び問い合わせについては対応しません。

④ 再度の選定について

選定された候補者を指定管理者（候補者）としない事情が生じた場合は、次点者となった団体を指定管理候補者として選定するものとします。

⑤ 応募者が 1 団体の場合の取り扱い

応募者が1団体の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。
また、審査結果により、審査基準点未満の（条件を満たしていない）場合は、指定管理候補者として選定されず、再度公募を行います。

14 申請書類の取扱い

事業計画書、提案内容等については、必要に応じて公表することがあります。ただし、施設の管理運営や提案事業等での応募者独自のノウハウについては、知的財産として非公開とします。（うるま市情報公開条例第7条第3号）

15 指定後の手続

(1) 協定の締結

指定管理期間中の管理業務等に関する基本的事項等について、市長と協議のうえ、「基本協定」を締結します。また単年度の指定管理業務内容の詳細及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等の細目的事項を定める「年度協定」においても市長と協議のうえ、各年度で締結するものとします。

(2) 指定管理準備事務

指定管理者として指定された者は、市長と協議し、必要な準備事務を行うものとします。

16 留意事項及び指定後の手続

(1) 議会の議決

指定管理者の指定は、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経て行います。そのため、指定管理候補者として選定された応募者が、議決の結果、指定されないことがあります。不指定となった場合でも費用の補償は一切行いません。

(2) 予算の議決

公募の段階において、指定管理料は予定額となっています。指定管理料の予算は議会の議決を経るまで確定したものではありません。

(3) 協定が締結できない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結することができません。なお、管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの（従業員を含む）と認められるとき。

(4) 不利益処分（指定の取消し・管理業務の停止）

指定管理者が地方自治法 244 条の 2 第 10 項による市長等の指示（管理業務又は経理に関する報告、実地調査、その他必要な指示）に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。なお、「その他当該指定管理者により管理を継続することが適当でないと認めるとき」とは、具体的には以下の事由に相当した時とします。

- ① 条例又は協定の規定に違反したとき。
- ② 拠点施設の指定管理者募集要項に定めた資格要件を失ったとき。
- ③ 申込書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ④ 指定管理者の業務の実施に際し、不正行為があったとき。
- ⑤ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと市が判断したとき。
- ⑥ 指定管理者から指定の取消又は管理の業務の全部もしくは一部の停止を求める申し出があったとき。
- ⑦ 拠点施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
- ⑧ 指定管理者が暴力団等に該当することが判明したとき（うるま市暴力団排除条例第 12 条第 2 項に則り協定書等で規定した場合）。
- ⑨ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと判断したとき。

○ 担当部署

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号

うるま市役所 経済産業部 産業政策課 雇用労政係

電話：098-923-7611 FAX：098-923-7627

E-mail：sangyou-ka@city.uruma.lg.jp

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者

住所

名称(団体名)

㊞

代表者氏名

拠点施設指定管理者指定申請書

拠点施設について、指定管理者の指定を受けたいので、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設条例第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (5) 現に行っている業務種類及び概要を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設指定管理者 事業計画書 (令和 9 年度～令和 13 年度)			
フリガナ 名称(団体名称)			
フリガナ 代表者名			
所在地			
設立年月日			
電話番号		メールアドレス	
F A X 番号		担当者氏名	
事 業 計 画			
以下の項目について計画（提案）を記入してください。			
1 応募理由 2 基本的考え方について ① 管理運営方針 ② 事業計画（提案事業・自主事業を含む） ③ 利用料金案 3 管理体制について ① 管理経費縮減への考え方 ② 職員配置 ③ 安全管理・災害等緊急時の対応 4 施設運営 ① 利用者の公平性 ② 受付対応等利用の効率化 ③ クレーム対応 ④ 個人情報の保護 5 経営基盤の安定性及び実績について			

1 応募理由

2 基本的な考え方について

(管理運営方針、事業計画（提案事業・自主事業を含む）、利用料金案について)

3 管理・運営体制について

(管理経費縮減への考え方、職員配置、安全管理・災害等緊急時の対応について)

4 施設運営について

(利用者の公平性、受付対応等利用の効率化、クレーム対応、個人情報の保護について)

5 経営基盤の安定性及び実績について

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設に係る収支計画書
(総括)

(単位：円)

年度	収入	支出	損益
令和 9 年度			
令和 10 年度			
令和 11 年度			
令和 12 年度			
令和 13 年度			
5 期合計			

(注) 金額は消費税を含めた金額としてください。
用紙が必要であれば別途追加してください。

別紙 2-2

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設の管理運営に係る収支計画書（各年度）

（令和 年度）

項 目			金額（単位：円）	積算の主な考え方
収 入	財 源	宿泊利用料金		
		オフィス等利用		
		その他利用料金		
		その他収入		
		指定管理料		
	①収入計			
支 出	人 件 費	給料		
		手当		
		法定福利費		
		福利厚生費		
		小 計		
	需 用 費	光熱費		
		燃料費		
		消耗品費		
		印刷製本費		
		修繕費		
		小 計		
	役 務 費	通信運搬費		
		手数料		
		広告宣伝費		
		保険料		
		小 計		
	賃 借 料	機器等賃借料		
		その他賃借料		
		小 計		
	委 託 費	清掃委託料		
		警備委託料		
		保守管理委託料		
		その他委託料		
		小 計		
	一般管理費			
	②支出計			
収支差額 ①－②				

（注） 金額は消費税を含めた金額とし、必要な費目があれば追加してください。
 積算根拠は、具体的に記述し、用紙が必要であれば別途追加してください。

別紙 2-3

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設指定管理者の自主事業に係る収支計画書（各年度）
（令和 年度）

自主事業名	項目	金額	明細
	収入		
	支出		
	損益		
	収入		
	支出		
	損益		
	収入		
	支出		
	損益		

（注） 金額は消費税を含めた金額とし、必要な費目があれば追加してください。
積算根拠は、具体的に記述し、用紙が必要であれば別途追加してください。

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設の指定管理者の申請に係る共同事業体協定書

【目的】

第1条 当共同事業体は、うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）を共同連帯して管理運営することを目的とする。

【名称】

第2条 当共同事業体は、.....（以下「当事業体」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第3条 当事業体は、事務所を.....に置く。

【成立の時期及び解散の時期】

第4条 当事業体は、.....年.....月.....日に成立し、拠点施設を管理運営する指定期間満了後 3 ヶ月を経過する迄の間は、解散することができない。

2. 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規程に関わらず、解散するものとする。

【構成員の所在地及び名称】

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地.....

会社名.....

所在地.....

会社名.....

所在地.....

会社名.....

【代表者の名称】

第6条 当事業体は、.....を代表者とする。

【代表者の権限】

第7条 当事業体の代表者は、拠点施設の管理運営に関し、当事業体を代表して、うるま市と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

【構成員の出資の割合】

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

但し、拠点施設の管理運営業務内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

会社名 %

2. 金銭以外のものによる出資については時価の均衡を斟酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

【運営委員会】

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、拠点施設の管理運営に当たるものとする。

【構成員の責任】

第10条 各構成員は、拠点施設の管理運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

【取引金融機関】

第11条 当事業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

【権利義務の譲渡の制限】

第12条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

【共同事業体結成後に於ける構成員の脱退に対する措置】

第13条 構成員は、うるま市及び他の構成員の承認がなければ、当事業体が拠点施設を管理運営する期間が満了する日迄は脱退することができない。

2. 構成員のうち、前項の規定により脱退した者がある場合に於いて、うるま市の承認があるときは、残存構成員が拠点施設を管理運営するものとする。
3. 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同事業体とし、この協定書の関係規程を適用する。
4. 決算の結果、利益を生じた場合に於いて、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

【共同事業体結成後に於ける構成員の破産又は解散に対する処置等】

第14条 構成員のうち何れかが共同事業体結成後に於いて破産し、又は解散した場合には、前条2項から第4項までの規定を準用する。

2. 構成員のうち何れかが当事業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは、不正な行為を行った場合に於いて、当該構成員以外の構成員から要求があり、且つうるま市の承認があったときは、当該構成員は当事業体から脱退しなければならない。

【構成員の加入】

第15条 前条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合に於いて、うるま市の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

2. 前項の場合に於いて、新たに加入した構成員の出資比率は、原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第13条第3項（前条第1項に於いて準用する場合を含む）の規定に関わらず、第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

【解散後の瑕疵担保責任】

第16条 当事業体が解散した後に於いても、拠点施設の管理運営に付き瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯としてその責に任ずるものとする。

【協定書に定めの無い事項】

第17条 この協定書に定めの無い事項については、運営委員会に於いて定めるものとする。
.....外.....社は、上記のとおり、.....共同事業体協定を締結したので、その証としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所有すると共に、1通をうるま市に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同事業体の名称.....

会社名.....

氏名..... 印

会社名.....

氏名..... 印

会社名.....

氏名..... 印

誓 約 書

年 月 日

うるま市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設の指定管理者の申請に際し、下記事項を誓約します。

記

1. 既に提出した申請書類に偽りがないこと。
2. 募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であること。
 - ① 法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体（法人格は不要。ただし個人は除く）であること
 - ② 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、うるま市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）による更生・再生手続中でないこと
 - ④ うるま市から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと
 - ⑤ 納付すべき市税等（消費税及び地方消費税を含む。）の税金を滞納していないこと
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること
 - ⑦ 「労働基準法等労働者使用関連法令」に違反し、公訴、送検又は命令等の行政処分を2年以内に受けていないこと
 - ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市または他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと
 - ⑨ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること
 - ⑩ 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反していないもの。又は違反するものとして関係機関に認定された日から2年が経過しているもの
 - ⑪ 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること
 - ⑫ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が以上の条件を満たすとともに、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた協定、或いは契約を締結し、その写しの提出が可能であること
3. 指定管理者の候補者として、うるま市の求めに応じて協定書の締結や事務の引継に係わる等、必要な準備を行います。
4. 当該誓約内容に反することとなった場合、これまで当団体が費やした費用を賠償することなく、指定管理者として選定される資格をうるま市が一方的に剥奪することに同意します。

注意事項：共同事業体応募の場合は、全ての構成員毎に作成してください。

質 問 票

うるま市役所 経済産業部 産業政策課

うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設 施設管理担当者宛て

FAX : 098-923-7623 / E-mail : sangyou-ka@city.uruma.lg.jp

団体名	
担当者	
電話	
F A X	
E-mail	

「うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設指定管理者募集要項」、「うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設指定管理者業務仕様書」等について、次の項目を質問します。

--

※質問がある場合は、本様式に質問項目を記載し、F A X又はメールにてご提出ください。

※質問の受付期間は、令和8年8月21日（金）午後4時までとします。

※質問への回答は、質問者にメールにより回答します。

※質問および回答は、ホームページ等を通じて公表します。

別紙 6

現地見学会参加申込書

団体名	
T E L	
F A X	
mail	
参加者氏名 ※ 2 名まで	

【留意点】

- ① 参加者は、各団体 2 名までとさせていただきます。
- ② 参加希望者は、本様式に必要事項を記載し、令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 1 時までにメール又は F A X にてご提出ください。
- ③ 状況に応じて、日程の変更や中止の可能性もありますのでご了承ください。

現 地 見 学 会
日時：令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 2 時～ 場所：うるま市浜比嘉島地域交流拠点施設 1 階 多目的ホール

提 出 先
〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 うるま市役所 経済産業部 産業政策課 雇用労政係 TEL：098-923-7611 FAX：098-923-7627 mail：sangyou-ka@city.uruma.lg.jp